

給田一丁目第一生命グラウンド野球場の利用開始について

1 主旨

第一生命保険株式会社（以下、「第一生命」という。）が所有する給田一丁目第一生命グラウンド敷地内のスポーツ施設（野球場部分）については、区民利用施設としての利用に向けて第一生命および学校法人二階堂学園日本女子体育大学（以下、「日本女子体育大学」という。）と協議を行ってきたところであるが、この度協議がまとまり、下記のとおり利用を開始する予定であるため、報告する。

2 該当施設概要

- (1) 住 所 世田谷区給田一丁目786番地他内
- (2) 面 積 約8,500㎡（野球場部分）
今後、境界画定予定
- (3) 野球場仕様 全面人工芝 マウンド部分のみアンツーカー
外野部分に少年サッカー場1面（フットサルコート3面）
照明2灯×4基
- (4) 施設名称 （仮称）J&Sフィールド

3 利用開始予定日

令和4年1月より。

4 これまでの経緯

- 平成30年12月 ・第一生命より、第一生命グラウンド開発計画に関する相談申し入れ文書を受領
- 平成31年 2月 ・第一生命・日本女子体育大学・区の三者で野球場活用について意見交換
・都市整備常任委員会において相談申し入れについて報告
・第一生命へ区回答文書を送付（区民が利用するスポーツ施設としての活用について、区との打合せ実施を要望）
・第一生命・日本女子体育大学と具体的な協議開始
- 令和 元年11月 ・オリンピック・パラリンピック等特別委員会において、野球場活用の検討状況について報告
- 12月 ・第一生命が第一生命グラウンドを活用したまちづくり構想を公表
- 令和 2年11月 ・オリンピック・パラリンピック等特別委員会において、野球場活用の検討状況について報告
- 12月 ・政策会議（検討状況および覚書の締結について）
- 令和 3年 2月 ・オリンピック・パラリンピック等特別委員会において、野球場活用にかかる第一生命、日本女子体育大学との覚書の締結について報告
- 令和 3年 3月 ・第一生命、日本女子体育大学と覚書を締結

5 契約関係

当該野球場については、引き続き第一生命が保有し、第一生命と日本女子体育大学との間で賃貸借契約を締結する。世田谷区は日本女子体育大学と転賃貸借契約を締結する。(契約期間：令和4年1月～令和19年3月)

6 世田谷区と日本女子体育大学の利用時間の割り振り

利用時間は9時から21時まで、利用枠を2時間単位とし、以下を原則として割り振る。

- (1) 平日9時から17時は、50%を世田谷区の利用枠とし、残り50%は世田谷区と日本女子体育大学の共通利用枠とする。
- (2) 共通利用枠は、大学の長期休業期間中(夏休み、冬休み、春休み)は、一部を日本女子体育大学の利用枠とする。それ以外は原則、区民利用枠として開放する。
- (3) 平日17時から21時は、世田谷区が週1日、日本女子体育大学が週4日利用する。
- (4) 土曜日(9時から21時)は、世田谷区が利用する。
- (5) 日曜日は、世田谷区が9時から13時まで利用し、日本女子体育大学が13時から21時まで利用する。
- (6) 祝日は、世田谷区が9時から17時まで利用し、日本女子体育大学が17時から21時まで利用する。

7 賃借料の負担について

賃借料には、野球場整備に要した工事費を含むものとし、以下のとおり双方が負担する。

- (1) 共通利用枠を除く利用枠については、世田谷区と日本女子体育大学のうち、利用枠を割り当てられた側が負担する。
- (2) 共通利用枠については、世田谷区と日本女子体育大学のうち、利用した側が負担し、利用がなかった枠については、双方で50%ずつ負担する。
- (3) 工事費のうち照明設備に係る費用および照明の電気代は、夜間(17時から21時)の利用割合に応じて双方が負担する。
- (4) 施設保守日等、どちらにも割り当てられなかった利用枠については双方が50%ずつ負担する。

8 区民利用について

(1) 施設利用料

平日 : 4,020円(2時間)

土日祝日 : 4,740円(2時間)

照明代 : 1,320円(1時間)

(2) 予約方法

けやきネットでの予約とする。

(3) 利用者受付・管理業務

世田谷区から公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団へ委託する。

9 概算費用

(1) 令和3年度(令和4年1月~3月)

歳出： 9,025千円

<主な内訳>

野球場賃借料 5,817千円*1

委託料 2,393千円

*1 共通利用枠の区民利用率を60%とした場合

歳入： 921千円

(2) 令和4年度見込み

歳出： 35,811千円

<主な内訳>

野球場賃借料 24,531千円*2

委託料 10,855千円

*2 共通利用枠の区民利用率を60%とした場合

歳入： 3,903千円

(3) 債務負担行為額(野球場賃借料)

388,373千円(令和4年度~令和18年度)

10 今後のスケジュール

令和3年10月以降 日本女子体育大学と賃貸借契約締結
区民周知開始

令和3年11月 区民利用予約受付開始

令和4年1月 野球場利用開始

11 その他

当該野球場の利用開始については、第3回区議会定例会における令和3年度補正予算案及び債務負担行為の議決を条件とする。

以上

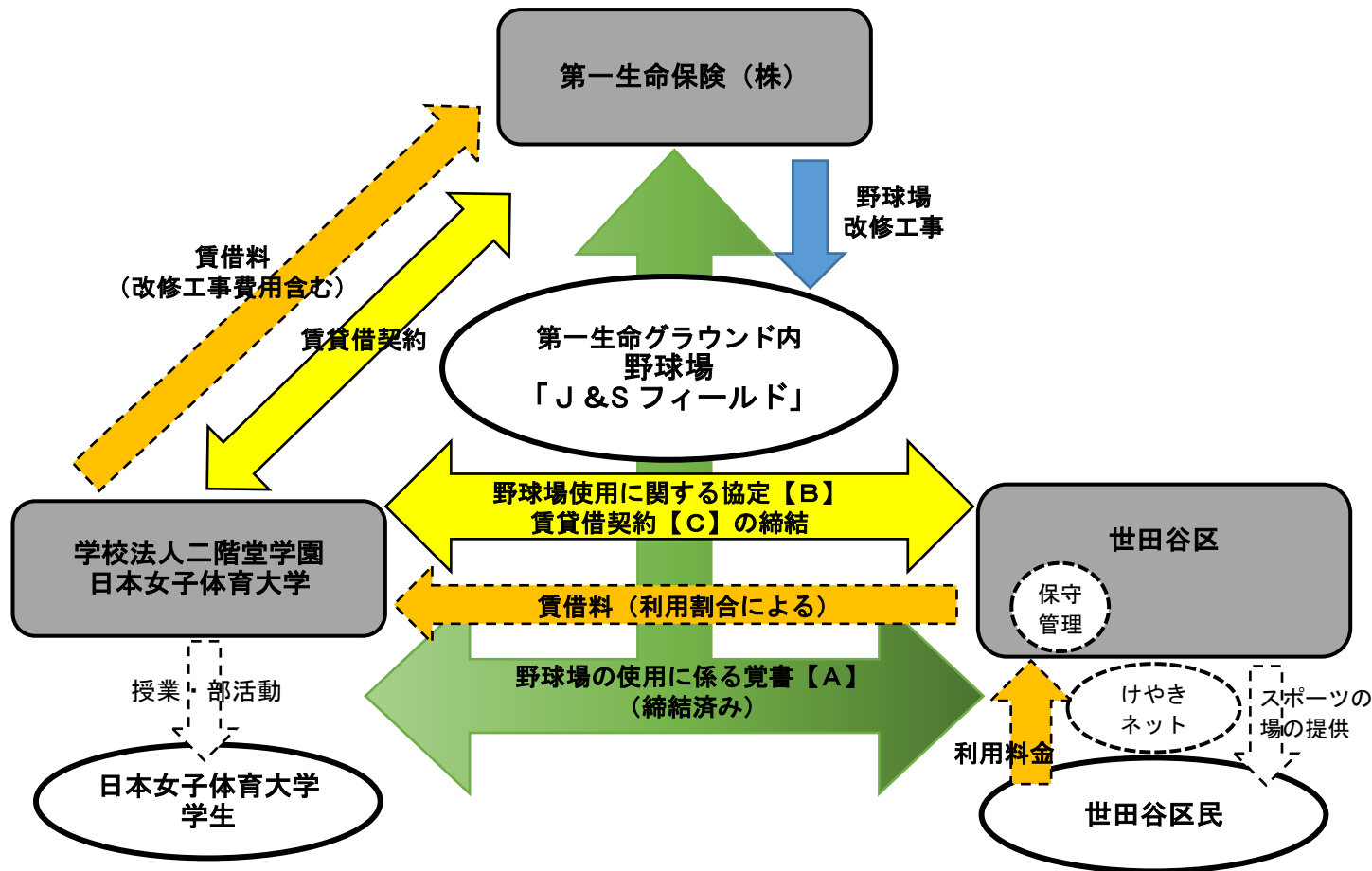
第一生命グラウンド



【概要】給田一丁目第一生命グラウンド野球場の活用スキーム

参考資料

第一生命グラウンド野球場 活用スキーム



野球場の利用目的

	日本女子体育大学	世田谷区
利用目的	部活動など大学活動の場	区民のスポーツ活動の場
利用希望競技種目	野球、ソフトボール、サッカー、ラクロス等	野球、少年野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、フットサル、ラクロス等

野球場の利用時間帯(令和3年度)

「共通」…共通利用枠。大学の長期休業期間中以外は、原則、区が使用する。

	月	火	水	木	金	土	日	祝日
9:00~11:00	共通	区	区	区	共通	区	区	区
11:00~13:00	共通	区	区	区	共通	区	区	区
13:00~15:00	共通	共通	区	区	共通	区	日女	区
15:00~17:00	共通	共通	区	区	共通	区	日女	区
17:00~19:00	日女	日女	区	日女	日女	区	日女	日女
19:00~21:00	日女	日女	区	日女	日女	区	日女	日女

大学の長期休業期間中は、日本女子体育大学の利用枠になる。

覚書・協定・賃借借契約

	締結時期	世田谷区	日本女子体育大学	第一生命
野球場の使用に係る覚書【A】	令和3年3月締結済み	・野球場の活用にあたっての基本的な事項、協議内容		
野球場使用に関する協定【B】	令和3年10月以降	・野球場の使用に関する基本的な事項 ・区・日本女子体育大学双方の役割分担 ほか		
野球場使用に関する賃借借契約【C】	利用開始前次年度以降毎年(4月)	・当該年度の利用枠の決定 ・利用枠に基づく賃借料 ・当該年度の保守・維持管理経費の確認 ほか		

基本協定【B】・賃借借契約【C】

野球場の利用開始にあたり、以下について定める。

<利用枠>

- 協定期間：令和4年1月～令和19年3月(15年3ヶ月)
- 平日昼間(9時～17時)については、50%を区民利用枠として開放し、残り50%は区、日本女子体育大学の共通利用枠とする。
- 平日夜間(17時～21時)については、区が週1日利用し、日本女子体育大学が週4日利用する。
- 土曜日(9時～21時)は、区が利用する。
- 日曜日は、区が9時～13時まで利用し、日本女子体育大学が13時～21時まで利用する。
- 祝日は、区が9時～17時まで利用し、日本女子体育大学が17時～21時まで利用する。
- 具体的な利用日程は、年度ごとの賃借借契約で定める。

<賃借料の負担>

- 共通利用枠を除く利用枠については、区と日本女子体育大学のうち、利用枠を割り当てられた側が負担する。
- 共通利用枠については、世田谷区と日本女子体育大学のうち、利用した側が負担し、利用がなかった枠については、双方で50%ずつ負担する。
- 工事費のうち照明設備に係る費用および照明の電気代は、夜間(17時～21時)の利用割合に応じて双方が負担する。
- 施設保守日等、区、日本女子体育大学どちらにも割り当てられなかった利用枠については、双方が50%ずつ負担する。
- 利用枠の単価については、年度ごとの賃借借契約で定める。

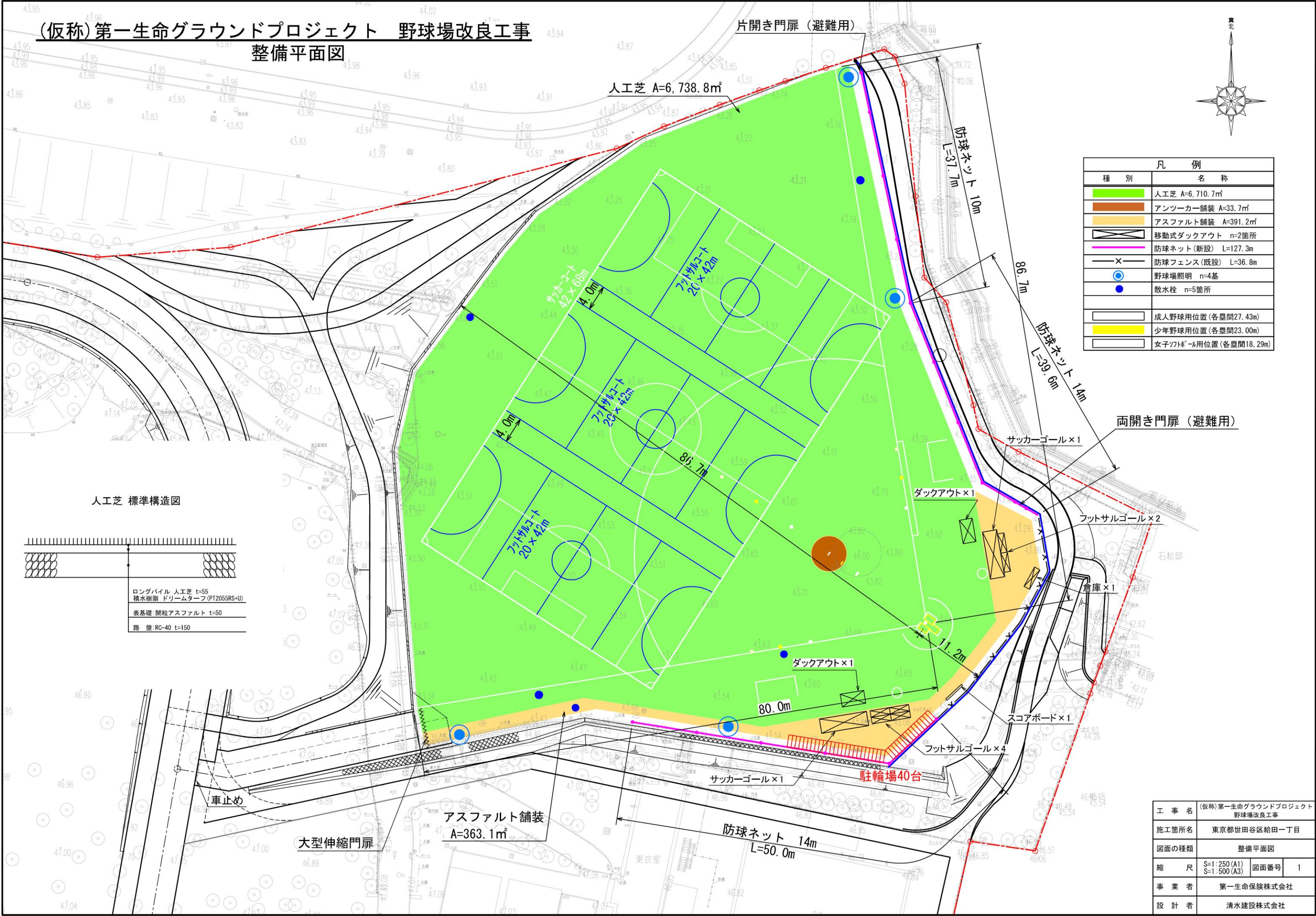
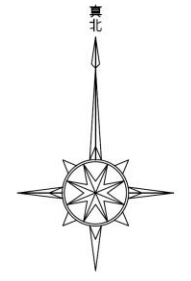
<施設管理>

- 野球場の保守管理は区が行い、経費は利用割合に応じて双方が負担する。
- 光熱水費は日本女子体育大学が支払い、区は利用割合に応じて日本女子体育大学に支払う。

今後のスケジュール

令和3年度	令和4年度
10月以降 協定・R3 賃借借契約締結 区民周知開始	4月 R4 賃借借契約締結
11月 予約受付開始	
1月 施設利用開始	

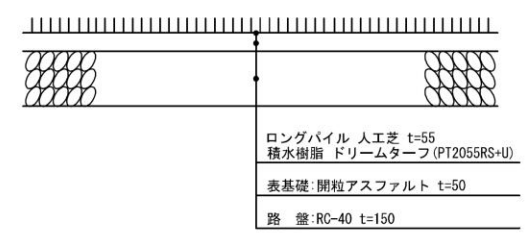
(仮称)第一生命グラウンドプロジェクト 野球場改良工事
整備平面図



人工芝 A=6,738.8㎡

凡 例	
種 別	名 称
	人工芝 A=6,710.7㎡
	アンツーカー舗装 A=33.7㎡
	アスファルト舗装 A=391.2㎡
	移動式ダックアウト n=2箇所
	防球ネット(新設) L=127.3m
	防球フェンス(既設) L=36.8m
●	野球場照明 n=4基
●	散水栓 n=5箇所
	成人野球用位置(各壘間27.43m)
	少年野球用位置(各壘間23.00m)
	女子ソフトボール用位置(各壘間18.29m)

人工芝 標準構造図



工 事 名	(仮称)第一生命グラウンドプロジェクト 野球場改良工事		
施工箇所名	東京都世田谷区給田一丁目		
図面の種類	整備平面図		
縮 尺	S=1:250 (A1) S=1:500 (A3)	図面番号	1
事 業 者	第一生命保険株式会社		
設 計 者	清水建設株式会社		